

非常時（台風・大雪等）の登校判断

非常時の登下校は無理をさせず、生徒の安全確保を第一に考えて判断することを原則とする。

1. 事前に悪天候が分かっている場合

- (1) 災害が予想される日の前日（午後 4 時 30 分）までに翌日のオンラインによる授業等の判断を行う。Teams・Classi で連絡をする。
- (2) 考査や行事の場合はその曜日の通常時程を基本としたオンライン学習または自宅学習とし、考査は翌授業日に行う。

2. 当日の急な悪天候の場合

- (1) 午後 3 時の TV ニュース・インターネット等で次の場合は 1 時間目からオンライン授業とする。Teams・Classi で連絡をする。
- (2) 東京 23 区（東部もしくは西部）にレベル 3 以上の各種警報が発表されている場合。氾濫警報については文京区・千代田区の河川に発令されている場合。ただし、高潮警報・波浪警報を除く。
- (3) 考査日の場合、2(1)の判断となった場合、考査は翌日同時程で行いその曜日の通常授業を 1 時間目からオンライン学習で行う。
- (4) 午後 3 時以降始業までの間に上記警報が出た場合もオンライン授業とし、開始する時間については Teams・Classi で連絡をする。

3. その他

- (1) 上記に関わらず、生徒の居住地域に各種警報や自宅周辺の河川に氾濫警報や避難指示が出ている場合、および通学路の安全が確保できない場合は、学校へ連絡し、保護者の判断で自宅待機とすることができる。その場合は「公欠」扱いとし、遅刻・欠席扱いにはしない。
- (2) 上記警報等が解除になった場合でも、通学に利用する交通機関に大きな混乱が発生している場合は、自宅待機ができる。
- (3) 警報の種類や発令地域に関わらず、災害の危険を避けるためにやむを得ない欠席・遅刻については欠席・遅刻扱いにはしない。
- (4) 休業中の部活動や講習等が予定されている場合も同様である。